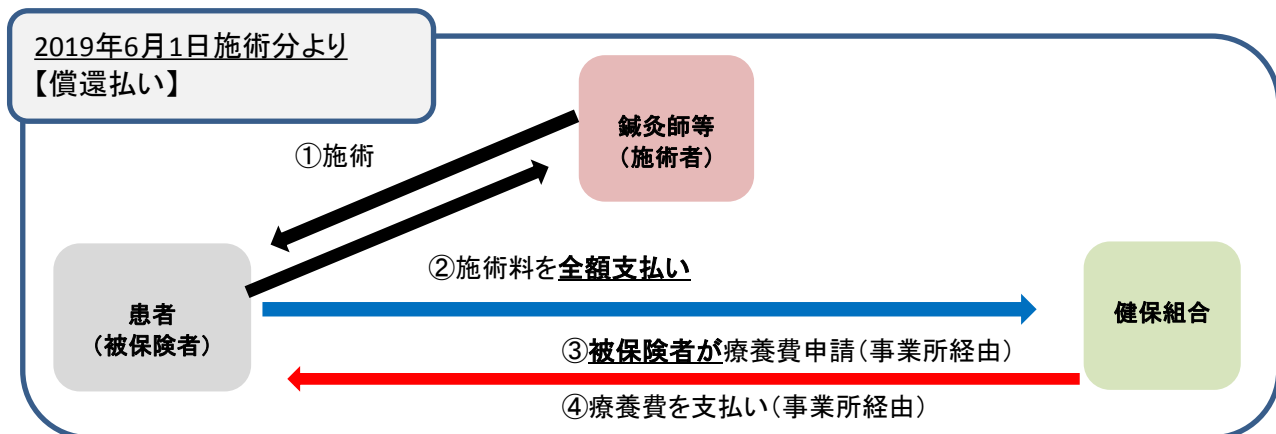
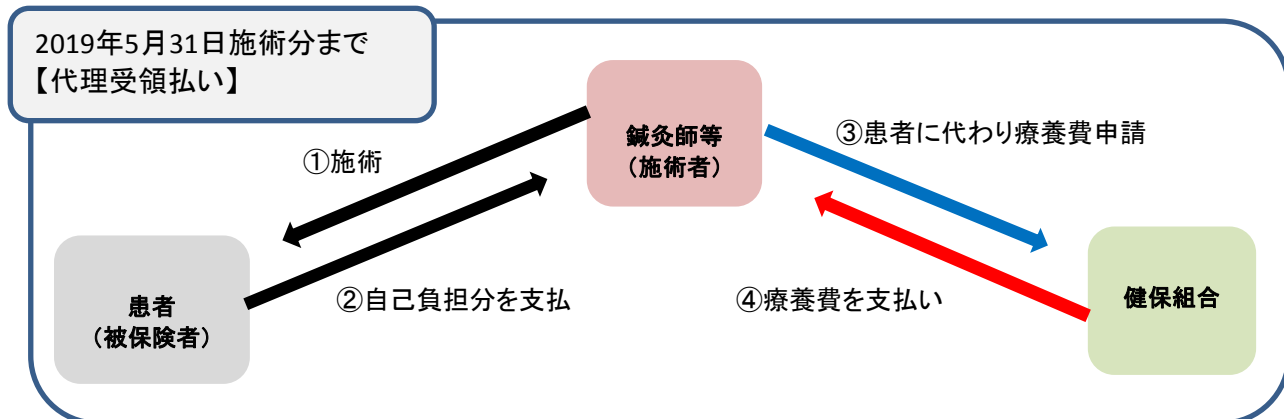


○ 支払の流れ



○ 償還払い申請の流れ

①医師の同意

・医師から「あん摩・マッサージ・指圧」または「はり・きゅう」の施術について同意を受ける
(初回申請時は『①(施術に対する)医師の同意書』の交付を受ける)

医師の同意または再同意には保険医の診察が必要であり、診察日を記載した同意書の交付が必要になります。

医師の同意の有効期間は6ヶ月となります

〔同意日1日～15日:同意月の5ヵ月後の末日まで有効

〔同意日16日～末日:同意月の6ヵ月後の末日まで有効

※変形徒手矯正術については同意の有効期間は1ヶ月となります。

②施術を受ける

・施術所にて施術に要した費用の全額を支払う
・『②領収書』の発行を受ける

③申請書の作成

・『療養費支給申請書』に必要事項を記入
・施術者(鍼灸師等)に療養費支給申請書内『施術内容』の証明を受ける

申請書は施術を受けた月ごとにご用意ください。

申請書は健保組合ホームページから取得いただけます。

※「あん摩・マッサージ・指圧用」「はり・きゅう用」と2種類有

④申請書の提出

・③で作成した『療養費支給申請書』を事業所経由にて健保組合へ提出
・添付書類『①医師の同意書(原本)』、『②領収書(原本)』

「①医師の同意書」は2回目以降の請求にあつては、同意の有効期間内における申請時はその添付は省略または医師の同意書(写し)の添付で差し支えありません。

また、施術内容により「施術報告書(写)」、「往療状況確認表」等の添付が必要になります。

⑤審査～支払い

・健保組合にて審査のうえ支給決定

※医療機関との併用確認等の為、支払いは施術を受けた月から概ね3ヵ月後となります。